

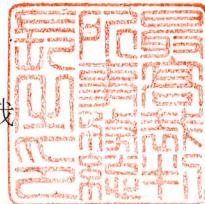
最高裁秘書第2495号

令和4年8月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉



司法行政文書開示通知書

5月9日付け（同月11日受付、第040126号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

総研ニュース創刊号（片面で6枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（メールアドレス等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載された部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

総研ニュース 創刊号

発行者 裁判所職員総合研修所

平成23年4月15日発行

■ 所長あいさつ～「総研コンテンツ」の開設に伴う「総研ニュース」の発刊に当たって///

裁判所職員総合研修所長 小泉 博嗣

平成23年4月1日、J・NETポータル内に、「総研コンテンツ」が開設されました。裁判所職員総合研修所（総研）で行われる中央研修・委嘱研修の結果要旨や書記官・家裁調査官等の執務に役立つ情報・資料等を提供することを目的としています。

J・NETポータル内に「総研コンテンツ」が開設されたことにより、今後は、多くの職員の方々が容易にアクセスすることが可能となりました。また、過去の研修等の情報が「総研コンテンツ」内に蓄積されることになり、総研情報のデータベースとしての機能を果たすことも期待されています。

「総研だより」については、平成16年5月に創刊号を発刊して以降、2か月に1回のペースで刊行し、J・NETポータルを通じて全国から閲覧できるようにして、第42号まで発刊してきました。

これまで主として中央研修の実施状況について情報を発信していましたが、「総研コンテンツ」を開設するに当たり、今後は、養成課程研修や総研を一層身近なものとして感じてもらい、より親しみやすいものとするための機能を搭ませるものにリニューアルすることといたしました。そこで、内容を一新したこともあり、名称も「総研だより」から「総研ニュース」に変更するとともに、ホットな情報をいち早く全国の裁判所に届けるために、毎月1回のペースで刊行することにしました。

総研も創設以来8年目を迎えています。世界に類を見ない充実した施設と機能を最大限に活かしつつ、これまで以上に充実した研修、研究を目指し、教職員一同努力し、「総研コンテンツ」と「総研ニュース」を利用して最新の情報を数多く発信していく所存ですので、今後とも皆様方の御協力と御支援をよろしくお願い申し上げます。

■ 養成課程研修生入所式///



4月5日、当研修所講堂兼アリーナにおいて、裁判所職員総合研修所養成課程第8期生325名（書記官養成課程第一部188人、同第二部83人及び家裁調査官養成課程54人）の入所式が全員そろい執り行われました。

式には、最高裁事務総長、大法廷首席書記官及び家

庭審議官が来賓として参列され、それぞれ祝辞をいただきました。

所長式辞においては、まず3月11日の東日本大震災で亡くなられた方々に対する哀悼の気持ちが捧げられるとともに、交通事情の著しい悪化等の困難な事情を克服し、養成課程研修に参加した研修生に対するねぎらいの言葉がありました。

また、研修生全体に対しては、積極的、主体的な姿勢で研修に取り組んでほしい、裁判所職員としての自覚を強く持ちながら見識ある行動をとる、心身の健康に十分留意して、研修生同士互いに助け合い、切磋琢磨し、楽しく充実した研修生活を送ってほしいとの希望を述べられました。



宣誓



答辞

■ 刑事特別研究会(裁判員裁判)///

3月3日、4日の2日間の日程で、高裁の主任書記官又は訟廷管理官及び地裁（裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部を含む。）の訟廷管理官又は裁判員調整官等を対象に、70人が参加して、裁判員裁判をテーマにした刑事特別研究会が実施されました。

本研究会では、まず、東京地裁部総括判事、刑事局第一課長及び総務局第三課長による講義が行われました。その後、裁判員裁判を研究テーマとして共同討議を行い、裁判員等選任手続に関する事務及び裁判員候補者等に対する接遇等について、班別に分かれて討議をした後、全体討議で意見交換を行いました。

本研究会は、裁判員制度が施行されて約1年9か月が経過し、裁判員裁判の実施府では一定数の事件処理の実績が積まれ、事務処理上の新たな問題点が明らかになるとともに、これを踏まえた運用の改善等、制度の定着に向けた検討が重ねられつつある状況で実施された研究会であり、全体を通じて、研究員の参加意識は非常に高く、実務の経験に基づいた活発な討議等が行われました。研究員からは、「実際に裁判員裁判に携わっている裁判官に講義いただいて、裁判官の問題意識を認識し、書記官が果たすべき役割について良く理解できた。」、「裁判員裁判の現状と課題について、刑事局第一課長及び総務局第三課長から大きな視点から深みのある講義を聴けたことは有意義であった。」、「各府の実情が分かり、また、具体的な事例を踏まえた上で問題点や工夫例などについて議論でき、今後の参考になることも多く、大変有意義であった。」といった感想が寄せられました。

■ 家事特別研究会(後見)///

3月8日、後見事件を担当している主任書記官を中心とする書記官50人が参加して、家事特別研究会が行われました。他に、8高裁の民事次席書記官がオブザーバーとして参加しました。

この特別研究会では、増加を続ける後見等開始事件及び後見等監督事件の処理に関し、リスク要因を踏まえた事案の適切な見立ての在り方や後見監督区分の設定の在り方、後見人等の不正行為の兆候を把握した際の迅速な対応の在り方について討議が行われました。また、選任された後見人等に対する職務や責任についての充実した説明の在り方や、後見人等に対する報酬付与事件の効率的な処理の在り方について、実際の取組例の紹介及び質疑応答が行われました。

午前は、初めに、家庭局第二課長から「後見事件の運用に関する諸問題」と題して、講義をいただきました。

次に、「後見人等に対する職務や責任についての充実した説明の在り方」について、大阪家裁と宮崎家裁の研究員から、後見人（候補者）に対する集団説明会（大阪家裁の「後見人等説明会」、宮崎家裁の「後見人教室」）の取組の実情が発表されました。

午前中の最後には、4つの班に分かれて「各庁における後見等監督事務処理の見直し後の状況の検証」というテーマで、事前に検討、提出したレポートを題材にしながら、各庁の監督区分設定の工夫点や事案の見立てにおける注意点、後見等監督の調査に際して後見人等に提出を求める資料の内容や記録化の実情と工夫について意見交換を行いました。

午後には、東京家裁後見センターの裁判官及び主任書記官から、東京家裁で実施している後見人等報酬付与事件の効率的な処理の在り方について紹介していただき、質疑応答を行いました。

最後に、再び4つの班に分かれて「後見人等による不正行為の兆候を把握した際の適正かつ迅速な対応の在り方」について、具体的な不正行為事例を、後見事務報告の場面、報告遅滞に対する督促の場面、不正行為の内容が明らかになった場面、後見人の解任から刑事告発を検討する場面の4つの場面に分け、各場面における対応の在り方を検討し、議論が行われました。

研究員からは、「成年後見制度を取り巻く最新の情報や取り組むべき課題を明確にすることができた。」、「他庁の具体的な取組や工夫例が聞けて参考になった。」、「具体的な事例を検討することで、不正行為の兆候を察知するための注意点、対処方法について再確認できたが、内容が盛り沢山で、一日では足りなかった。」といった感想が寄せられました。

■ 書記官実務研究の終了///

平成22年度の書記官実務研究は、「少年事件における書記官事務の研究－改訂－」と題する研究でした。

昨年4月から、横浜家裁川崎支部主任書記官（現東京家裁主任書記官）の山中雅人研究員と大阪家裁主任書記官（現大阪高裁総務課課長補佐）の桑田芳男研究員の2人の実務研究員が、実情調査等を行なながら、1年間にわたり研究を続けてきたところですが、本年3月25日をもって研究期間が終了しました。

本研究は、平成7年度に行われた書記官実務研究の改訂研究ですが、前回研究後の度重なる法改正や新制度の創設、法改正後の制度等の運用状況などを踏まえて、適正かつ効率的な少年事件の事務を実現するための事務処理方法等について研究がされました。

本研究の成果は、書記官実務研究報告書第8号として今後、各庁に配布される予定となっています。本報告書は、少年事件に関する書記官事務の手続全般を網羅していますが、実務研究員は、これをより使いやすくわかりやすい内容とするため、実際の事務の流れに沿って記載し、かつ、できる限り根拠を示し、参考になると思われる書式及び図表を随所に掲載しました。

是非御一読ください。

■ 書記官実務研究の開始///

平成23年度書記官実務研究が、法人管財事件を中心とした破産事件における書記官事務をテーマに開始されました。

本研究では、実務の現状を踏まえつつ、法人管財事件における適正迅速な処理の実現に資するために、書記官がどのような役割を果たすことができるか、どのような関与をすべきか等を中心に研究し、破産事件における書記官事務について、使い勝手のよい報告書にまとめ、全国の現場に届けることを目指しています。

実務に役立つ研究成果が期待されます。

本研究の詳細は、次のとおりです。

■ テーマ

破産事件における書記官事務の研究－管財事件を中心として－（仮称）

■ 期間

4月4日から来年3月23日までの約1年間

■ 研究員

東京地裁主任書記官 重政伊利

大阪地裁主任書記官 大林弘幸

■ 家裁調査官実務研究(指定研究)終了///

平成22年度家裁調査官指定研究が次のとおり終了しました。

■ テーマ

「面会交流の調停事件における調査方法の研究－試行的面会交流を活用した調査を中心に－」

■ 概要

近年、社会の家族意識の変化を反映して子の監護に関する家事調停事件において面会交流を主な争点とする紛争が増加してきています。このような状況の中、家裁調査官の専門性を活かした試行的面会交流（以下「試行」といいます。）に対する期待や要請には高いものがあります。本研究は、

面会交流をめぐる家事調停事件において、家裁調査官の調査の中で試行をどのように活用すべきかについて研究したものです。

研究は、試行が当事者間での合意を得るための非常に有益な手法であり、さまざまな紛争レベルの事案に幅広く活用していくべきものとの考えに立って進めました。とりわけ、面会交流に対する当事者の戸惑いや抵抗感等が強いために、当事者間の話し合いだけではなかなか円滑に実施したり、取り決めができない事案について、試行をどう活用したりするかに研究の主眼を置きました。

具体的には、試行を一連の調停過程の中に位置付け、試行実施に向けた事前の調停期日出席、試行前の当事者調査及び調整、試行の準備及び実施、調査報告書の記載、事後の調停期日出席など、各段階における要点、留意点などを検討して整理し、併せて調査実務上の工夫についてまとめました。

研究員

東京家裁主任家裁調査官 山下一夫

(現熊本家裁次席家裁調査官)

横浜家裁主任家裁調査官 粉川聰子

神戸家裁伊丹支部主任家裁調査官 村上恵子

名古屋家裁家裁調査官 池田博光

(現熊本家裁主任家裁調査官)

福島家裁家裁調査官 佐々木恭子

松山家裁家裁調査官 八島陽子

(現東京家裁家裁調査官)

■ これからの研修予定///

【書記官研修部】

◎5月11日（水）～12日（木） 実務指導研究会（民事・刑事）

【家裁調査官研修部】

◎5月9日（月）～7月15日（金） 家裁調査官養成課程第8期前期合同研修

【一般研修部】

◎4月26日（火）～28日（木） 刑事裁判事務支援システム導入研修（第1回）

※ 4月18日～22日に実施する予定であった管理者研究会は、7月4日（月）～8日（金）に変更になりました。

この度の東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げ
ます。一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

■ 編集委員会から //

総研ニュースに対する御意見、御感想等をお寄せください。
(メールアドレス: [REDACTED] (資料課 高橋))